

令和6年度

中津川市空家解体支援事業補助金募集要項

【問合せ先】

〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町2番1号

中津川市役所 総務部 防災安全課

TEL : 0573-66-1111 内線 : 162/164

## 補助内容等

- 補助件数 20 件程度
- 補助金額 解体に係る費用の 3 分の 1 で、上限 300,000 円／件

## 申請の方法

- 提出書類 中津川市空家解体支援事業補助金交付申請書に添付資料を揃えて提出してください。
- 添付書類
  - ・ 空家の現況写真
  - ・ 空家の位置図
  - ・ 市内業者の解体工事見積書【写し】
  - ・ 売買契約書【写し】（解体予定の空家を購入し、登記が済んでいない場合のみ）
  - ・ 申請者の世帯全員の住民票【原本】
  - ・ 中津川市空家解体支援事業補助金交付申請に伴う市税調査承諾書【原本】
  - ・ お住いの市町村における申請者世帯全員の税金完納証明書【原本】  
※中津川市外にお住いの方のみ必要です。
  - ・ 空家の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）【原本】
  - ・ 空家が相続財産の場合、他の相続人からの同意書【原本】と相続関係説明図
- 受付開始 令和 6 年 5 月 7 日（火）から随時  
※土曜・日曜・祝祭日を除く 8 時 30 分～17 時 15 分
- 郵送受付 申請書を郵送する場合は、次のとおり扱います。
  - ①申請書の日付は、受付開始日以降としてください。
  - ②受付開始日以前に申請書が到着した場合、受付開始日の最終受付とします。  
※申請書の日付が受付開始日より後の場合は、申請書の日付を優先します。  
※郵送が複数ある場合は、順番は受付窓口による抽選とします。
  - ③受付開始日以降に申請書が到着した場合、到着日の最終受付とします。  
※郵送が複数ある場合は、順番は受付担当者による抽選とします。
- 補助決定 申請書の提出時に簡単な審査を行い、補助要件を満たしている案件のみ受付します。  
※申請書の受付後に詳細な審査を実施し、補助要件を満たさない案件につきましては、補助を行うことができませんので、予めご了承ください。
- 受付窓口 中津川市役所 総務部 防災安全課 電話：0573-66-1111（内線：162／164）

補助金交付申請要件

1. 市内に存する空家で個人が所有する物件
2. 空家の所有者若しくはその相続人又はそれらの者から同意を受けた者
3. 空家である期間が概ね1年以上の物件
4. 空家に所有権以外の権利が設定されていない物件
5. 公共事業による移転等の補償対象でない物件
6. 補助金交付決定前に解体されていない物件
7. 補助金の交付を受けようとする者（申請者）及びその者が属する世帯全員が、中津川市において税金を滞納していないこと
8. 補助金の交付を受けようとする者（申請者）が中津川市外在住の場合、申請者及びその者が属する世帯全員が、お住いの市区町村において税金を滞納していないこと
9. 同一敷地内の全ての空家を解体する工事であること（空家の部分解体でない・他の建物が残らない）
10. 解体する空家は長屋住宅でないこと
11. 市内に事業所を有する法人又は個人事業主が行う工事であること
12. 解体工事に要する費用（消費税及び地方消費税を含む）が30万円以上の工事であること
13. 空家解体補助金の交付を初めて受ける者（2回目は不可）

抽選申込みから補助金交付申請書の提出まで

補助金交付申請書の提出	令和6年5月7日（火）受付開始	申請者→市 ※防災安全課で随時受付
↓		
補助金交付決定通知書の交付	令和6年5月7日（火）から適宜	市→申請者
↓		
空家解体の実施	補助金交付決定通知のあった日から	

※受付順に審査を行い、申請要件を満たしたものに対して補助を行います。